○東北地方整備局告示第二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年三月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

第１　起業者の名称　秋田県

第２　事業の種類　一般国道101号改築工事（浜間口バイパス・秋田県男鹿市男鹿中浜間口字鰐喰地内から同市男鹿中浜間口字浜田地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　秋田県男鹿市男鹿中浜間口字鰐喰、字下中長根、字小漆川、字浜田及び字大沢地内

２　使用の部分　秋田県男鹿市男鹿中浜間口字下中長根、字小漆川、字浜田及び字大沢地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道101号改築工事（浜間口バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、秋田県男鹿市男鹿中浜間口字鰐喰地内から同市男鹿中山町字上宮ノ沢地内までの延長2,700ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である秋田県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間であり、本件区間の道路管理者である秋田県は、道路法第74条の規定による国道を改築する場合の必要な認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定

を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道101号（以下「本路線」という。）は、青森県青森市を起点とし、五所川原市、秋田県能代市、男鹿市等を経由して、秋田市に至る延長271.6㎞の幹線道路である。

本路線が通過する男鹿地域は、男鹿国定公園の優れた自然景観に加え、なまはげ等の伝統行事や豊富な観光資源を有することから、多くの観光客が訪れる地域である。

男鹿地域における本路線は、半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく半島循環道路に指定されており、地域の産業経済の活性化や住民生活の向上を図るため重点的に整備を推進することとされている路線である。

また、本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、秋田県防災会議が作成した秋田県地域防災計画において、緊急輸送道路に指定されており、災害発生時における緊急物資の供給等に必要な人員や物資の輸送等にも利用される重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車道幅員を満たさない狭小な区間が大部分を占めており、最小曲線半径を満たさない線形不良区間も複数存在することから、大型車等の通行やすれ違いに支障をきたしていることに加え、現道は除排雪に必要な堆雪幅が確保されておらず、車道に堆雪した雪の影響で冬期間はさらに車道幅員が狭くなることから、現道の多くの区間で車両のすれ違いが困難となるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、現道における地すべりリスクを回避し、必要な車道幅員等を確保した良好な道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和６年３月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足する

とされている。

また、起業者が令和５年９月等に実施した調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロチドリ、サンショウクイ、マルタニシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、準絶滅危惧として掲載されているエビネ等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育の環境が広く残されることなどから影響は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２か所確認されているが、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、山側ルート案（以下「申請案」という。）のほか、海側ルート案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は現道との交差箇所が無いため施工性に優れていると判断されること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は十分な車道幅員、最小曲線半径等が確保されていない区間が存するため、大型車等の通行やすれ違いに支障をきたしているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、男鹿市長を会長とする国道101号（秋田・男鹿・能代間）整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって､本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　秋田県男鹿市役所